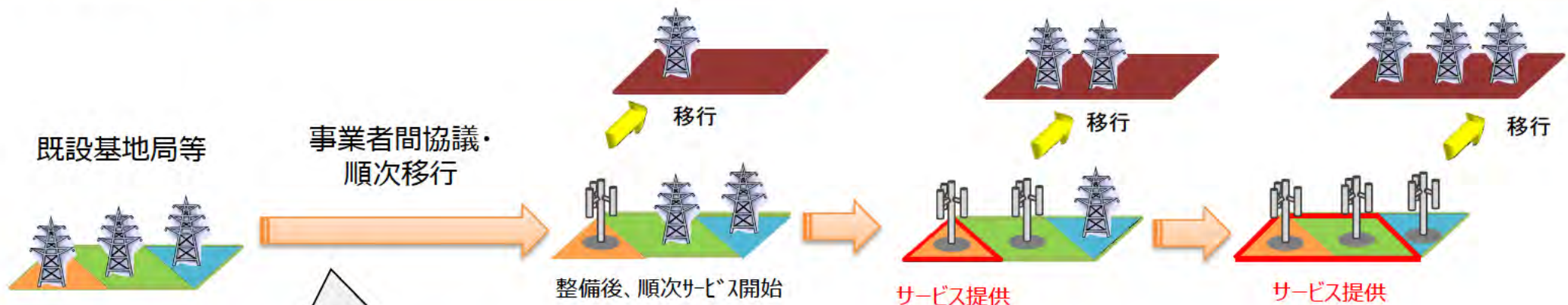


## ○ 周波数移行のインセンティブの拡充 (電波法の一部改正案)

- **「終了促進措置」は、従来、異なる無線局を対象とした周波数再編において、新たに周波数を利用する者が周波数移行に必要な費用を負担して、既存無線局の周波数を使用期限より前倒して使用を終了し、早期に周波数移行を完了させるものである。**
- 今般、**周波数の再割当て制度の導入に伴い、携帯電話同士の同種の無線局についても、有効利用が不十分な周波数移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する「終了促進措置」の活用を可能とする。**
- また、事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、**電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請を可能とする。**



協議が調わない場合、**電気通信紛争処理委員会においてあっせん・仲裁を申請できる仕組み。**

- 新たな事業者が既設基地局等を順次移行させながら、新たな基地局を整備し、順次サービスを開始
- **新たな事業者が移行費用を負担することにより移行終了までに必要な期間を短縮**

インセンティブ

# d. 特定基地局開設料制度の着実な推進

## ○ 携帯電話事業者への周波数割当ての流れ

- 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局については、「特定基地局」と位置付け、総務大臣がその開設に関する指針（開設指針）を定める。
- 特定基地局を開設しようとする者は、開設計画（基地局の整備計画）を作成し審査を申請。総務大臣の認定を受けた者は認定の有効期間中、排他的に免許申請が可能となる。

